

令和8年3月27日

報道機関 各位

職員の懲戒処分について

■ 概要

「国立大学法人富山大学における懲戒処分の公表基準」に基づき、令和7年度に行った懲戒処分について、別紙のとおり公表いたします。

[別紙]

- ・ 職員に対する懲戒処分について
- ・ 国立大学法人富山大学における懲戒処分の公表基準

【本発表資料のお問い合わせ先】

富山大学総務部人事課労務管理室

TEL : 076-445-6530 (直通)

職員に対する懲戒処分について

1 処分内容

富山大学は、令和7年9月10日付けで、職員就業規則に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いました。(本件については、本学「懲戒処分の公表基準」に基づき氏名、性別及び年齢は公表いたしません。)

附属病院 医師 「譴責」

2 処分理由

当該医師は、令和7年5月に、診療目的で取得した患者の個人情報を保存した私物のSDカードを紛失した。

更に、他病院所有の外付けHDD（ハードディスクドライブ）及び私物の外付けSSD（ソリッドステートドライブ）に、患者情報を保存の上、自宅で保管していた。

このことは、医療従事者として、決してあってはならない行為であり、本学に対する社会からの信用を損なうものであることなどを総合的に判断した結果、譴責に相当すると判断した。

3 事案の審議経過等

(1) 令和7年9月9日開催の役員会において審理を行い、「譴責」の処分を行うことを決定した。

(2) 令和7年9月10日に当該医師に対し、懲戒処分書を交付した。

4 学長のコメント

本学職員がこのような事態を起こしたことは、誠に遺憾であります。

本学では、今回の事態を真摯に受け止め、個人情報の適正な取扱いを徹底するため、全教職員への指導及び研修の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

以上

国立大学法人富山大学における懲戒処分の公表基準

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 25 年 7 月 23 日改正

1 目的

国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における懲戒処分事案を公表することにより、大学の管理運営の透明性を高めるとともに、役員及び職員（以下「役職員」という。）の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2 公表の対象とする懲戒処分事案

本学の役職員に対し懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- ① 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分（倫理規則に基づく命令に違反したことを理由としたものを含む。）
- ② 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨退職及び出勤停止である懲戒処分

3 公表する内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。ただし、富山大学の研究活動における不正防止に関する規則第 16 条に基づき公表する場合はこの限りではない。

4 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等 2 及び 3 によることが適当でないと認められる場合は、2 及び 3 にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないこともあることとする。

5 公表の時期及び方法

2 の懲戒処分事案については処分発令後、速やかに公表するものとする。

ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表するものとする。

公表の方法は、原則として報道機関への資料配付による。

なお、特に社会的影響の大きい事案など重大な事案については記者会見を行う。

附 則

この基準は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 7 月 23 日から施行する。